

志摩市会計年度任用職員募集要項

志摩市教育委員会事務局
学校教育課

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

職 種	募集人数	業務内容
部活動指導員 (運動部 (バレーボール))	1 名	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導等
部活動指導員 (運動部 (ソフトテニス))	2 名	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導等
部活動指導員 (運動部 (卓球))	1 名	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導等
部活動指導員 (運動部 (バスケットボール))	1 名	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導等
部活動指導員 (運動部 (バドミントン))	2 名	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導等
部活動指導員 (運動部 (陸上))	2 名	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導等

2 採用予定年月日

令和8年10月8日 (木曜日)

3 応募資格

◇学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号(欠格条項)に該当しない方

◇次のいずれかに該当する方

- ・教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する方。ただし、同法第9条に規定する効力は問いません。
- ・公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の競技別指導者資格を有する方
- ・中学校又は高等学校の部活動又は地域でのスポーツ、文化活動において指導を経験した方等で、中学校の校長が指導者としてふさわしいと判断した方

◇年齢制限はありません。

4 選考方法

選考方法	内 容
個別面接	主として、人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5 申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

志摩市教育委員会事務局学校教育課、総務部総務課（志摩市役所5階）、各支所窓口にて申込書を配布します。

※ 上記窓口での申込書の配布は、各部署の開庁時間内に限ります。

※ 土曜日、日曜日、祝日は、志摩市役所1階時間外窓口にて配布します。（ただし、午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 志摩市ホームページで入手する場合

志摩市ホームページにて、申込書をダウンロードすることができます。

A4サイズ、両面印刷によりご利用ください。

(3) 郵送で請求する場合

封筒の表に「志摩市会計年度任用職員選考申込書請求」と朱書きし、裏に請求者の住所・氏名を明記し、110円分の切手を貼付した返信用封筒（長3サイズ 縦235mm×横120mm）を同封の上、次の宛先に送付してください。ただし、郵送での手続に時間を要する場合がありますので、申込受付期間にご注意ください。

(宛先) 〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市教育委員会事務局 学校教育課 宛

6 申込手続

申 込 受付期間	令和8年9月15日（火曜日）から令和8年9月29日（火曜日）まで ※ 申込受付期間内必着
申 込 書 提 出 先	〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市教育委員会事務局 学校教育課 電話0599-44-0336
申込方法	申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送（申込受付期間内必着）により提出してください。 ※ 持参される場合は、教育委員会事務局学校教育課窓口の開庁時間内（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）にお申込みください。ただし、申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 ※ 郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「会計年度任用職員選考申込書在中」と記入し、送付してください（申込受付期間内必着。申込受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できません。）。 ※ 郵便事情等による書類到達の遅延等については一切責任を負いかねます。 ① 会計年度任用職員選考申込書 写真（4cm×3cm）を貼付（写真の裏に氏名を記入）

	3箇月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの ② <u>返信用封筒(長3サイズ 縦235 mm×横120 mm)</u> 表面には、申込書の「連絡先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付してください。 ③ <u>資格、免許等を証明する書類</u> 教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する方は、当該免許状を有することを証する書類の写し
--	--

7 面接の日時及び会場

面接日：令和8年10月1日（木曜日）午後

面接場所：志摩市役所本庁舎 3階 301会議室

※詳細の時間は、9月30日（水曜日）に、担当部署の職員から連絡します。

※自然災害等の発生状況により、面接の日時等を変更する場合があります。

8 選考結果の通知

選考結果については、選考を受けた方全員に封書により通知します。

9 勤務条件

任用区分	パートタイム会計年度任用職員
職種	部活動指導員
任期	令和8年10月8日から令和9年3月31日まで ※ 採用の日から起算して1箇月間(1箇月の実勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで)は条件付採用とし、この期間は延長されることがあります。 ※ 条件付採用期間が終了した日の翌日において正式採用となります。
再度の任用	なし
勤務場所	市内中学校 変更範囲：変更なし
従事すべき業務の内容	部活動の練習、大会、練習試合等での技術指導、引率等 変更範囲：変更なし
給料又は報酬	報酬 時間額 1,600円
諸手当	通勤手当（原則として通勤距離が片道2km以上の場合）、時間外勤務手当等 ※諸手当の額については、「志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」によります。 ※月途中からの任用となる場合、上記条例等に基づき、任用月分の通勤手当は支給対象外となります。
給与の支給日等	当月末締め 翌月21日払(口座振込)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません。
公務災害補償等	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。

勤務時間	・月曜日から日曜日の週 3 日以内（年間 210 時間以内） ・ 7 時 30 分～17 時 30 分のうち 1 時間～3 時間（週 6 時間以内） ※ 所属長の指示により勤務時間を変更する場合があります。 ・ 所定勤務時間を超える労働の有無 時間外勤務の有無（無し）、休日勤務の有無（無し）
休日	勤務日以外の日 ※ ただし、勤務の割振りがあった場合を除く。
休暇等	年次有給休暇、特別休暇など ※ 志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定（パートタイム会計年度任用職員については、地方公務員法第 38 条の営利企業への従事等の制限を除く。）が適用されます。
その他	・ 任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に関する事項は、「志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。

10 問合せ先

この選考に関するお問合せについては、志摩市教育委員会事務局学校教育課指導係（電話 0599-44-0336）へお願いします。

11 その他

お預かりしました個人情報、選考に必要な範囲のみに利用します。

なお、選考に伴ってお預かりしました各種書類（申込書等）は、返却することができませんので、予めご了承ください。

こども性暴力防止法の施行に伴う特記事項

- ・ 本業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・ このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・ 採用までの間において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しないことがあります。また、採用後において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、異動その他の措置を取ることがあるほか、異動を含む他の方法を取ることができない場合は分限又は懲戒の対象になることがあります。

参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定によ

る改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令(令和7年政令第440号)(抄)第2条及び附則第2項に掲げる条例(各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例)で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。